

鳥取県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第9号

鳥取県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則

鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第27号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用許可) 第11条 略 2 略 3 課長等は、使用許可（別に定める軽易なもの及び教育委員会に係るものを除く。）の事務手続をしようとするときは、電子申請等システムを利用して、起案文書に次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、並びに第1項の申請書及び必要な図面その他関係書類の電磁的記録を添付して（電磁的記録を添付することができないときは、関連文書を提出して）、財源確保推進課長の関連審査を受けなければならない。ただし、同システムを利用できない場合には、次に掲げる事項を記載した書面に関連文書を添えて財源確保推進課長の関連審査を受けるものとする。</p> <p>(1)～(11) 略 4及び5 略</p> <p>(使用許可内容の変更の承認) 第13条 行政財産の<u>使用許可を受けた者</u>は、使用許可を受けた内容（以下「使用許可内容」という。）を変更しようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める申請書をあらかじめ知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略 2～4 略</p> <p>(公有財産の貸付け) 第17条 公有財産を借り受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める申</p>	<p>(使用許可) 第11条 略 2 略 3 課長等は、使用許可（<u>総務部行財政改革局職員人材開発センター、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部農業大学校及び農林水産部農林総合研究所に係るもの</u>のうち、軽易なもの及び教育委員会に係るものを除く。）の事務手続をしようとするときは、電子申請等システムを利用して、起案文書に次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、並びに第1項の申請書及び必要な図面その他関係書類の電磁的記録を添付して（電磁的記録を添付することができないときは、関連文書を提出して）、財源確保推進課長の関連審査を受けなければならない。ただし、同システムを利用できない場合には、次に掲げる事項を記載した書面に<u>関連文書を添えて</u>財源確保推進課長の関連審査を受けるものとする。</p> <p>(1)～(11) 略 4及び5 略</p> <p>(使用許可内容の変更の承認) 第13条 行政財産の<u>使用者</u>は、使用許可を受けた内容（以下「使用許可内容」という。）を変更しようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める申請書をあらかじめ知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略 2～4 略</p> <p>(公有財産の貸付け) 第17条 公有財産（<u>行政財産にあっては、土地に限る。</u>以下この節において同じ。）を借り受けようと</p>

請書を知事に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

2 略

3 課長等は、法第238条の4第2項から第4項まで又は法第238条の5第1項の規定による公有財産の貸付け（別に定める軽易なものを除く。）の事務手続をしようとするときは、電子申請等システムを利用して、起案文書に次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、並びに第1項の申請書及び必要な図面その他関係書類の電磁的記録を添付して（電磁的記録を添付することができないときは、関連文書を提出して）財源確保推進課長の関連審査を受けなければならない。ただし、同システムを利用できない場合には、次に掲げる事項を記載した書面に関連文書を添えて財源確保推進課長の関連審査を受けるものとする。

(1)～(9) 略

(10) 公有財産を借り受けようとする者の住所及び氏名

(11)及び(12) 略

4 略

(借受内容の変更)

第19条 公有財産を借り受けた者（以下「借受者」という。）は、借受内容を変更しようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める申請書を、変更しようとする日の1月前までに知事に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

2～5 略

(貸付料の納付)

第20条 借受者は、その貸付料として知事が別に定める基準により算定した額を納付しなければならない。

2及び3 略

(遅延利息)

第21条 借受者は、貸付料の納付期日後に貸付料を納付する場合には、遅延利息を納付しなければ

する者（以下「借受者」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める申請書を知事に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

2 略

3 課長等は、法第238条の4第2項から第4項まで又は法第238条の5第1項の規定による公有財産の貸付け（総務部行財政改革局職員人材開発センター、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部農業大学校及び農林水産部農林総合研究所に係るものうち、軽易なものを除く。）の事務手続をしようとするときは、電子申請等システムを利用して、起案文書に次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、並びに第1項の申請書及び必要な図面その他関係書類の電磁的記録を添付して（電磁的記録を添付することができないときは、関連文書を提出して）財源確保推進課長の関連審査を受けなければならない。ただし、同システムを利用できない場合には、次に掲げる事項を記載した書面に関連文書を添えて財源確保推進課長の関連審査を受けるものとする。

(1)～(9) 略

(10) 借受者の住所及び氏名

(11)及び(12) 略

4 略

(借受内容の変更)

第19条 公有財産の借受者は、借受内容を変更しようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める申請書を、変更しようとする日の1月前までに知事に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

2～5 略

(貸付料の納付)

第20条 公有財産の借受者は、その貸付料として知事が別に定める基準により算定した額を納付しなければならない。

2及び3 略

(遅延利息)

第21条 公有財産の借受者は、貸付料の納付期日後に貸付料を納付する場合には、遅延利息を納付

<p>ならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(原形の回復)</p> <p>第22条 知事は、借受者が第19条第3項の規定による承認を受けないで借受財産の用途又は原形の変更をしたときは、3月以内において相当の期限を定め、指定した用途又は原形に復するよう催告しなければならない。</p> <p>2 知事は、借受者が前項の催告を履行しないときは、直ちに公有財産の貸付契約を解除するとともに必要な措置をとらなければならない。</p>	<p>しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(原形の回復)</p> <p>第22条 知事は、<u>公有財産</u>の借受者が第19条第3項の規定による承認を受けないで借受財産の用途又は原形の変更をしたときは、3月以内において相当の期限を定め、指定した用途又は原形に復するよう催告しなければならない。</p> <p>2 知事は、<u>公有財産</u>の借受者が前項の催告を履行しないときは、直ちに公有財産の貸付契約を解除するとともに必要な措置をとらなければならない。</p>
---	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。